

宮城県社会的養育推進計画（概要版）

計画策定の趣旨

令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭庁から示された「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）に基づき、令和2年3月に策定した現行の「宮城県社会的養育推進計画」を全面的に見直し、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念のもと、こどもの最善の利益を実現していくための新たな計画として策定するもの。

計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

策定のポイント

- 令和4年改正児童福祉法の内容を踏ました取組項目の追加
- 各取組項目における数値目標及び評価指標の設定
- PDCAサイクルの効果的な運用

計画の位置付け

本計画は、県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標を位置付けた「新・宮城の将来ビジョン」を上位計画とした個別計画。

計画の基本理念

こどもの最善の利益の実現に向けて、「家庭養育優先原則」と「パーマネンシー保障」の理念に基づく各種施策・取組の推進により、こども一人一人が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長・自己実現できる宮城県を目指す。

取組項目	主な取組	主な評価のための指標	現況値	目標値（R11年度）
1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護専用施設、里親・ファミリーホームなどのこどもが意見表明することができるよう意見表明支援員（アドボケイト）の訪問体制の充実や、養成・確保に取り組む。 ○こどもの権利擁護に係る環境として、こどもが希望する場合には社会福祉審議会児童措置部会で調査審議できる体制を引き続き確保する。 ○当事者であるこどもから意見表明があった場合、その意見の内容を受け止め、速やかに対応の検討等を行い、そのこどもに対し検討結果をフィードバックする。 ○こどもの権利理解を深め、意思形成・意見表明を支援するため、全ての社会的養護を必要とするこどもに「こどもの権利ノート」を配付する。 	<p>意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合</p> <p>上記のうち事業を利用したこどもの割合</p> <p>児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又は権利擁護機関におけるこどもから意見の申立ての希望があり、諮詢した件数の割合</p>	<p>人数 101人 割合 37.7%</p> <p>19.8%</p> <p>—</p>	<p>人数 220人 割合 90.2%</p> <p>40.0%</p> <p>100%</p>
2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組	<p><こども家庭センターの普及等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化について引き続き支援を行う。 ○こども家庭センターが円滑に機能するための支援を実施するほか、令和8年度まで全ての市町村がこども家庭センターを設置できるよう支援する。 <p><ヤングケアラーに対する支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉、介護、医療、教育等の関係機関との連携体制を構築し、市町村が早期にヤングケアラーを把握できるよう支援する。 <p><市町村の家庭支援事業等の整備・充実></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村は、家庭支援事業を実施し、支援が必要なこどもや家庭を積極的に支援する。 <p><児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童家庭支援センターは県内の相談者等に対し適切な支援を行う。 	<p>こども家庭センターの設置数</p> <p>児童家庭支援センターの設置数</p>	<p>19自治体</p> <p>1箇所</p>	<p>34自治体</p> <p>2箇所</p>
3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に困難を抱える特定妊婦等を対象とした妊産婦等生活援助事業の実施に向けた検討を行い、早期に必要な支援を提供できるよう実施体制の整備に取り組む。 ○市町村のこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築に向けた検討を行い、市町村が実施する妊婦訪問支援事業、産後ケア事業等の取組状況の把握を含め、支援体制の充実を図る。 	<p>妊産婦等生活援助事業の実施事業所数</p>	<p>0箇所</p>	<p>2箇所</p>
4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもの人口は更に減少していくものと推測される状況にあり、代替養育が必要なこどもの数は、微減程度で推移していく。令和11年度には231人のこどもに代替養育が必要と見込む。 <p>※参考【従前計画】代替養育が必要なこどもの数 令和11年度 287人</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
5 一時保護改革に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○一時保護されたこどもの権利擁護を推進する。 ○こどもからアドボケイトにあった意見表明に関し、速やかに対応の検討を行うとともに、その検討結果のフィードバックする。 ○多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でのケアを推進する。 ○定期的に第三者評価を受審し、一時保護所の運営体制を改善する。 	<p>一時保護専用施設や一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数</p>	<p>里親 45世帯 ファミリーホーム 5箇所 児童養護施設 5箇所 一時保護専用施設 1箇所</p>	<p>里親 67世帯 ファミリーホーム 6箇所 児童養護施設 5箇所 一時保護専用施設 2箇所</p>
6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	<p><児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの意向や状況を確認し、より適切な措置となるよう検討する。 ○パーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行うため、適切なケースマネジメントができる体制を目指す。 <p><特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別養子縁組制度について、里親制度と併せての周知による普及促進に取り組む。 	<p>保護者支援プログラム等に関するライセンス取得数</p> <p>保護者支援の研修実施回数</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>5ライセンス</p> <p>2回</p>
7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	<p><里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等></p> <p>※参考【従前計画】里親等委託数 令和11年度 176人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和11年度の里親等委託数は128人（0～2歳：15人、3歳～就学前：19人、学童期以降：94人）と設定する。 ○こどもが安心して暮らせるよう、こどもの最善の利益の実現に留意した上で、里親委託率の向上及び安定した養育環境の維持を目指す。 <p><里親等支援業務の包括的な実施体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ○積極的リクルート活動や研修等を通じて、社会的養育に対する理解を深めた里親の登録・養成を推進する。 ○里親支援センターと連携した里親等支援体制を構築し、里親委託の推進に取り組む。 ○里親の研修受講を促すなど、里親のスキルアップに取り組み、養育環境の充実に努める。 	<p>里親等委託率</p>	<p>3歳未満 7.7% 3歳以上就学前 43.3% 学童期以降 35.2%</p>	<p>3歳未満 75.0% 3歳以上就学前 75.0% 学童期以降 50.0%</p>
8 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	<p><施設で養育が必要なこども数の見込み></p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和11年度末で、代替養育を必要とするこどもの数231人から里親・ファミリーホームでの養育が望ましいこどもの数128人を減じると、施設で養育が必要なこどもの数は103人と見込む。 <p>※参考【従前計画】施設で養育が必要なこどもの数 令和11年度 132人</p> <p><施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換></p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について早期に整備が図られるよう継続して支援する。 ○施設職員の人材確保及び人材育成による専門性強化に向けて、施設と共同して取り組む。 	<p>児童家庭支援センターの設置施設数</p> <p>妊産婦等生活援助事業の実施施設数</p>	<p>1箇所</p> <p>0箇所</p>	<p>2箇所</p> <p>2箇所</p>
9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<p><自立支援を必要とする社会的養護経験者等の見込み及び実情把握></p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度以降の自立支援を必要とする社会的養護経験者等は各年度56人と見込む。 ○自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握に努め、支援内容の充実を図る。 <p><社会的養護経験者等の自立に向けた取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○里親等への委託解除及び児童養護施設等を退所するこどもの社会的自立を図るため、支援体制の強化に取り組む。 	<p>児童自立生活援助事業Ⅱ型実施箇所数及び入居人数（定員）</p>	<p>0箇所 0人</p>	<p>1箇所 1人</p>
10 児童相談所の強化等に向けた取組	<p><職員の配置・育成></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の職員の研修を充実させ専門性を向上させるとともに、弁護士や医師など専門職や警察官を配置し、充実した体制を目指す。 <p><関係機関との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携して対応できる体制を整える。 <p><児童相談所の第三者評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期的に第三者評価を受審し、児童相談所の運営体制を改善する。 	<p>児童福祉司任用後研修の受講者数、修了者数（年間）</p>	<p>受講者数17人 修了者数17人</p>	<p>受講者数20人 修了者数20人</p>
11 障害児入所施設における支援【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ○入所しているこどもが「良好な家庭的環境」で養育されるよう、施設のユニット化等によるケア単位の小規模化に向けた施設整備や職員の人員配置見直しなどの取組を検討する。 	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>